

# 養父市公共施設等総合管理計画

平成28年3月

兵庫県養父市

# 目 次

1	計画策定の目的	3
	（1）背景と目的	
	（2）計画の位置づけ	
2	取り組み期間と推進体制	5
	（1）取り組み期間	
	（2）推進体制	
3	公共施設適正化の必要性	7
	（1）人口動向と将来の見通し	
	（2）公共施設の現状	
	（3）厳しい財政状況と将来負担	
4	現在までの取り組み状況	15
	（1）公共施設の実態調査の実施	
	（2）指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討	
	（3）各インフラ資産など各種長寿命化等計画の推進	
	（4）公共施設等整備基金の造成と運用	
5	公共施設適正化基本方針	19
	（1）基本方針	
	（2）基本目標	
	（3）具体的な取り組み方策	
6	施設用途別の見直し方向	24

## 1. 計画策定の目的

### (1) 背景と目的

養父市は、平成16年の合併により、422k㎡に及び県下有数の面積を有する自治体になりましたが、同時に、高度経済成長に伴う生活環境の変化や、市民ニーズの多様化などに対応するため、昭和50年代頃から旧町ごとに整備されてきた多数の公共建築物やインフラ資産※（以下「公共施設」という。）も所有することになりました。

これらは、広い市域に集落が点在するという、養父市が持っている地理的条件も影響し、同等規模の自治体と比較し非常に多くの保有量があり、老朽化に伴って維持管理コストが徐々に増加しつつあるほか、今後も続く厳しい財政状況を考慮すると、近い将来、大量に到来する大規模改修・更新（建替え）についても、全てに対応することは、極めて困難な状況となっています。

一方で、人口減少や少子化・高齢化が進み、市民の人口構造が変化したことで、公共施設に対する需要も大きく変化しており、個々の公共施設が持っている役割やサービス提供のあり方、全体の量や配置についても工夫していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる公共施設の適正化を図ることによって、必要な施設は維持しつつ、施設を通して提供するサービスは一層の向上を目指すため、また、次の世代へは、出来るだけ良質な施設を引き継ぐことで、将来負担を軽減させるため、「養父市公共施設等総合管理計画」※を策定します。

なお、本計画は、公共施設の適正化に向けた基本的な方針を定めたものであり、より具体的な取り組みについては、別途、実施計画（仮称）を定めることとします。

※ インフラ資産：道路や橋、上下水道など、生活に必要不可欠な公共施設。

※ 本計画に示す将来推計値・図表等は、総務省が指針の策定にあたって各自治体に提供・活用を推奨している「公共施設将来費用等試算ソフト」で算出されたものであり、本市の他の計画の推計値等と一部異なる場合があります。

### (2) 計画の位置づけ

養父市公共施設等総合管理計画は「第3次養父市行政改革大綱（平成25年4月策定）」及び総務省の『「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」に関する要請（平成26年4月22日総財務第74号）』を踏まえ、本市が進める公共施設の適正化に向けた基本的な方針として策定します。

### ① 第3次養父市行政改革大綱

本市は合併以降、平成17年度に第1次行政改革大綱を、平成21年度に第2次行政改革大綱を策定し、いわゆる地方財政健全化法に基づく財政健全化指標への対応をはじめ、行政運営のあらゆる分野の適正化や効率化に取り組んできました。

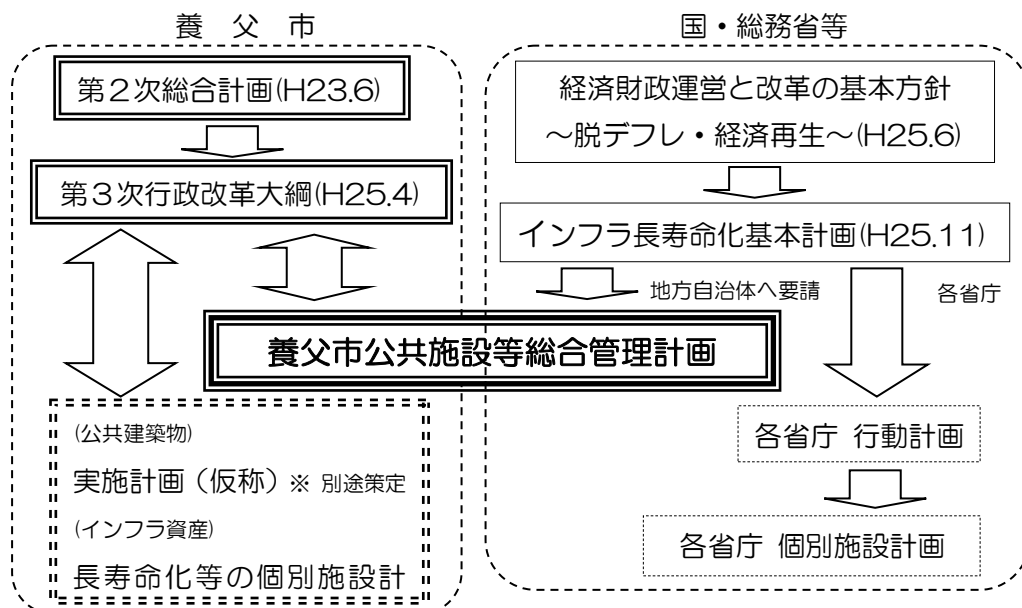
平成25年度に策定された第3次行政改革大綱においては、平成27年度からの合併に伴う普通交付税の特例措置の終了、漸減への対応として「永続的に自立できる財政基盤の構築」に向けた「公共施設の適正化等」の推進が示され、施設の長寿命化など計画的な更新に努めつつ、老朽化が著しいもの、用途が重複するもの、利用効率が低下したものを中心に、第2次行政改革大綱期間中の平成21年度で策定した『『公の施設管理適正化計画』に掲げられる公共施設の40%以上の譲渡又は廃止』を目標としています。

### ② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画

総務省は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）」と、これらに基づき策定された「インフラ長寿命化計画（平成25年11月29日内閣官房）」を踏まえ、国の関係省庁と足並みをそろえ、地方自治体にも公共施設の適正化について一層の推進を求めるとともに「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」を遅くとも平成28年度までに策定するよう要請しているところです。

そのため、本計画は、総務省の要請に基づく「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の要件を満たすものとしします。

#### <本計画の位置づけ>



## 2 取り組み期間と推進体制

### (1) 取り組み期間

第3次養父市行政改革大綱の推進期間が5年である一方、公共施設のライフサイクルは30年～60年と長期であるほか、総務省の要請においても一定の中長期にわたる計画が求められていることを踏まえ、取り組み期間は平成28年度から平成37年度の10年間とします。

なお、平成28年度から平成30年度を集中取り組み期間に位置づけ、重点的な修繕や、その計画策定等に取り組むとともに、以降は随時、国の動向や社会経済情勢の変化、関連する重要な計画の策定、変更状況等を踏まえつつ、全般的な見直しや具体的な取り組み方策の追加などのフォローアップを行うこととします。

#### <取り組み期間>

平成28年度から平成37年度の10年間

うち、集中取り組み期間 平成28年度～平成30年度

### (2) 推進体制

公共施設の適正化を全市的かつ着実に推進していくため、本計画の進行管理は、養父市まちづくり推進本部（まちづくり推進本部会議、政策会議、庁議）で行うこととし、取り組み状況やその成果を必要に応じ、ホームページや市広報、ケーブルテレビ等を通じて公表するほか、随時、養父市行政改革推進委員会に報告し、出された意見は、出来る限りその後の取り組みに反映することとします。

また、同本部の補助機関として、指定管理施設については「養父市公の施設指定管理者制度委員会」、その他一般の公共施設については「養父市公共施設等総合管理検討委員会」を置き、随時、必要な調査・検討、同本部への報告・提案を行うこととします。

その他、同本部の事務局、財産管理の統括である企画総務部（企画政策課、財政課）をはじめ、公共建築物の営繕等を担当するまち整備部（建築住宅課）、各公共建築物の所管部（所管課）、インフラ資産の所管部（所管課）など、あらゆる機関や部局で連携を図り、同本部の活動を支援することとします。

## ＜養父市まちづくり推進本部＞

（まちづくり推進本部会議）

役 割 公共施設マネジメント推進にかかる市長の意思決定を補佐する最高協議機関

構成員 市長、副市長、教育長、理事、防災監、各部局長等

（政策会議）

役 割 公共施設マネジメント推進にかかるまちづくり推進本部会議への付議案件についての審議、論点整理、課題抽出

構成員 副市長、理事、防災監、企画総務部長、審議事項を所管する部局長等

（庁 議）

役 割 公共施設マネジメント推進にかかる施策の総合的かつ適正な運営を図るための事務執行に必要な連絡調整

構成員 市長、副市長、教育長、理事、防災監、各部局長等

## ＜養父市まちづくり推進本部の補助機関＞

（養父市公の施設指定管理者制度委員会）

役 割 指定管理者制度を導入している施設の実態把握や将来に向けた市の関与のあり方、施設ごとの具体方針についての検討、方針に基づく取り組みの評価・ローリングなどの実施、まちづくり推進本部等への報告

構成員 副市長、教育長、理事、調整官、企画総務部長、調査・検討対象となる施設を所管する部局長等

（養父市公共施設等総合管理検討委員会）

役 割 一般の公共施設の有効活用や中長期的な視点からの効率的、効果的な配置、運営のあり方、その他公共施設の適正化のために必要な事項について、調査・検討の実施、まちづくり推進本部等への報告

構成員 副市長、教育長、理事、防災監、調整官、企画総務部長、調査・検討対象となる施設を所管する部局長等

## ＜養父市行政改革推進委員会＞

役 割 市長の諮問に応じ、公共施設マネジメントの推進に関する調査・審議

構成員 公募を含む、市民委員 15 人以内

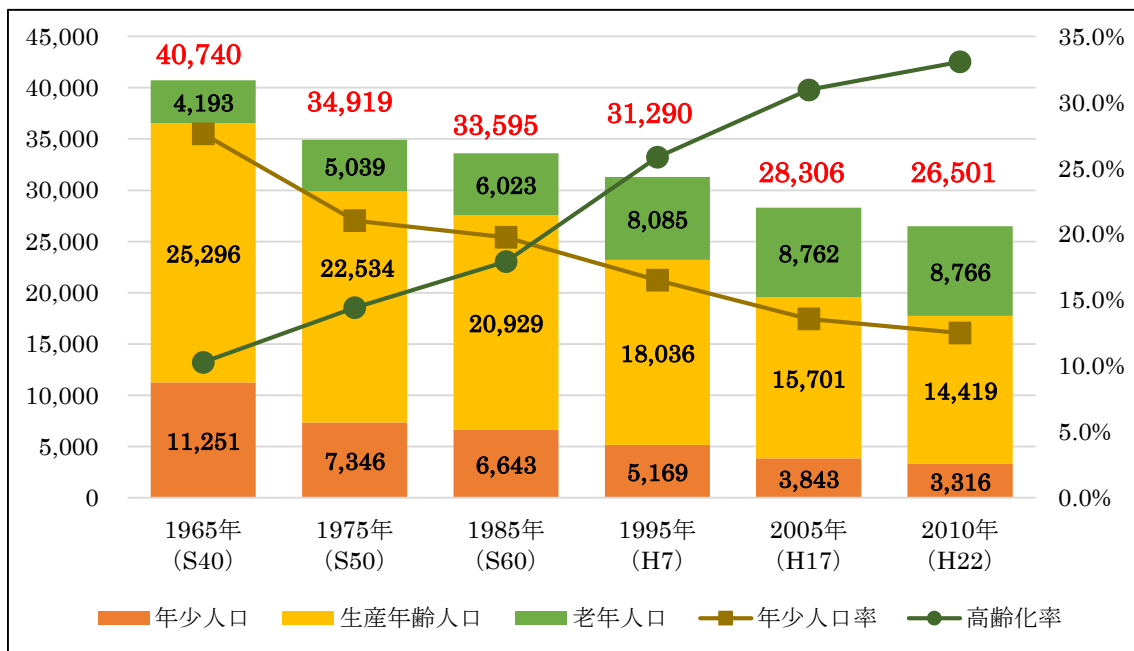
### 3 公共施設適正化の必要性

#### (1) 人口動向と将来の見通し

昭和40（1965）年当時の国勢調査では約4万人規模であった本市の人口も、20年後の昭和60（1985）年で約3.4万人、養父市発足直後の平成17年（2005）年で約2.8万人、直近の平成22（2010）年には約2.7万人と、これまで一度も増加することなく減少し続けています。

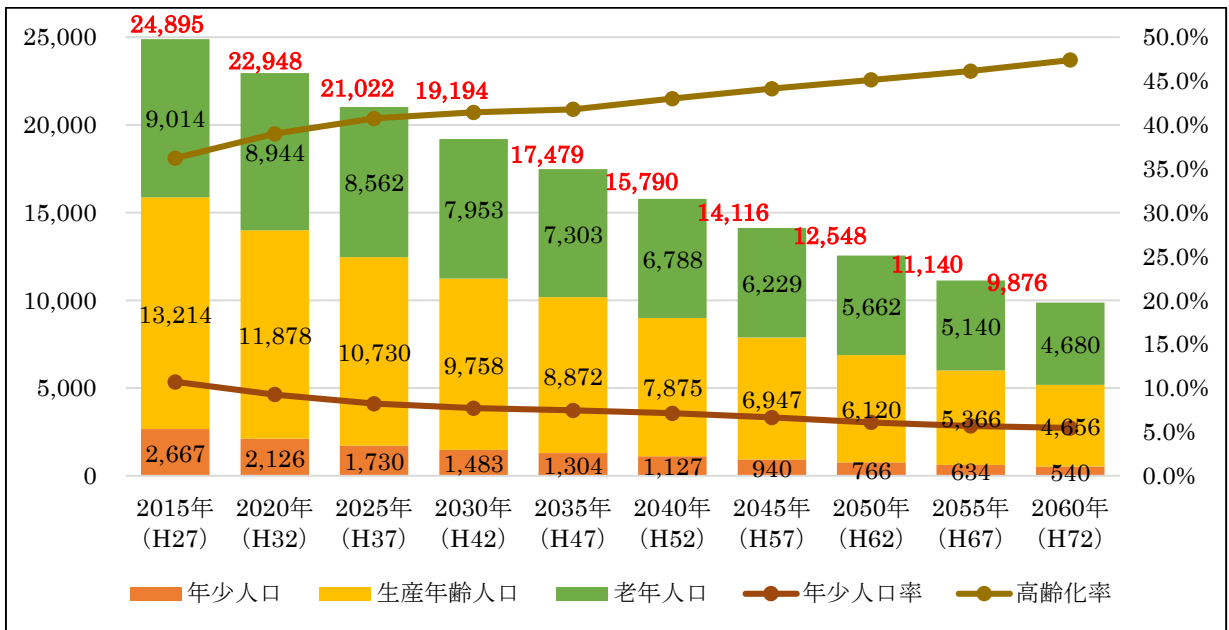
また、将来に向けても、少子化、高齢化に加え、市の財政状況に最も影響を与える生産年齢人口も含めた全年齢が減少し続ける推計となっており、市では平成72（2060）年の将来希望人口を2万人とした「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略（平成27年10月）」を策定し、総力をあげた人口減少対策に取り組んでいます。（図1）※（図2）※（図3）※

図1 <年齢区分別人口推移と年少人口率、高齢化率の推移> (単位：人)



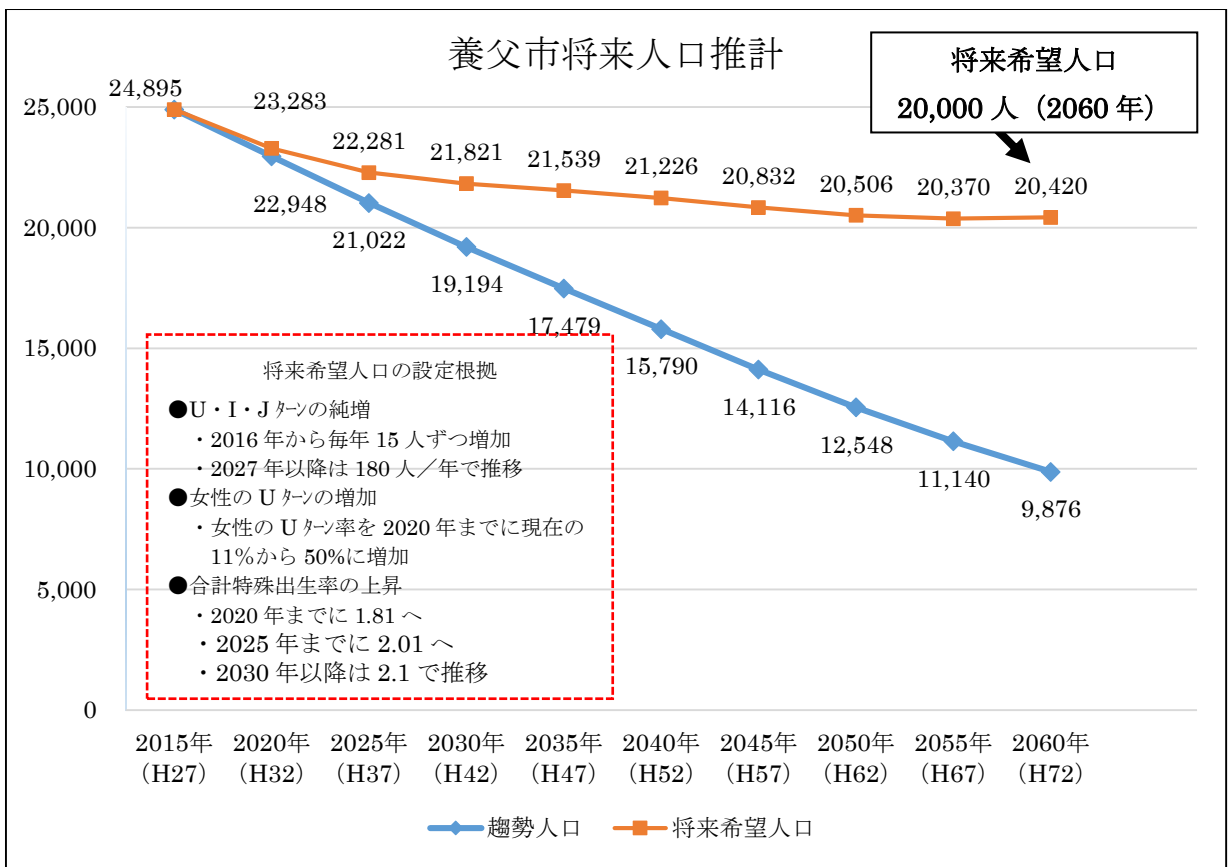
※ 国勢調査による。

図2 <年齢区分別人口推計と年少人口率、高齢化率の推計>



※ 養父市独自推計、「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略（平成27年10月）」による。

図3 <養父市における将来人口推計>



※ 養父市独自推計、「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略（平成27年10月）」による。



## (2) 公共施設の現状

### ① 公共建築物

本市が所有する建築物は、約350施設、650棟、総延床面積は約26万㎡あり、市民一人当たり換算すると約10.11㎡となり、同等規模の自治体の全国平均5.24㎡※と比較すると約1.93倍多くなっています。

また、このうち一定の大規模改修が必要とされる築30年以上経過した建物は3割にのぼり、今後、老朽化に伴う維持補修や更新等に多額の投資が必要となることが見込まれます。(図4)

なお、用途別の延床面積では、学校施設が最も多く全体の約26%、次いでスポーツ施設が約12%、公営住宅が約11%、レクリエーション施設・観光施設が約7%と続いており、この4分野の施設で全体の約60%を占めています。(図5)

※ 平成26年12月末時点人口：25,566人、「公共施設及びインフラ試算の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月、総務省自治財政局財務調査課)」による。

図4 <年度別整備延床面積>

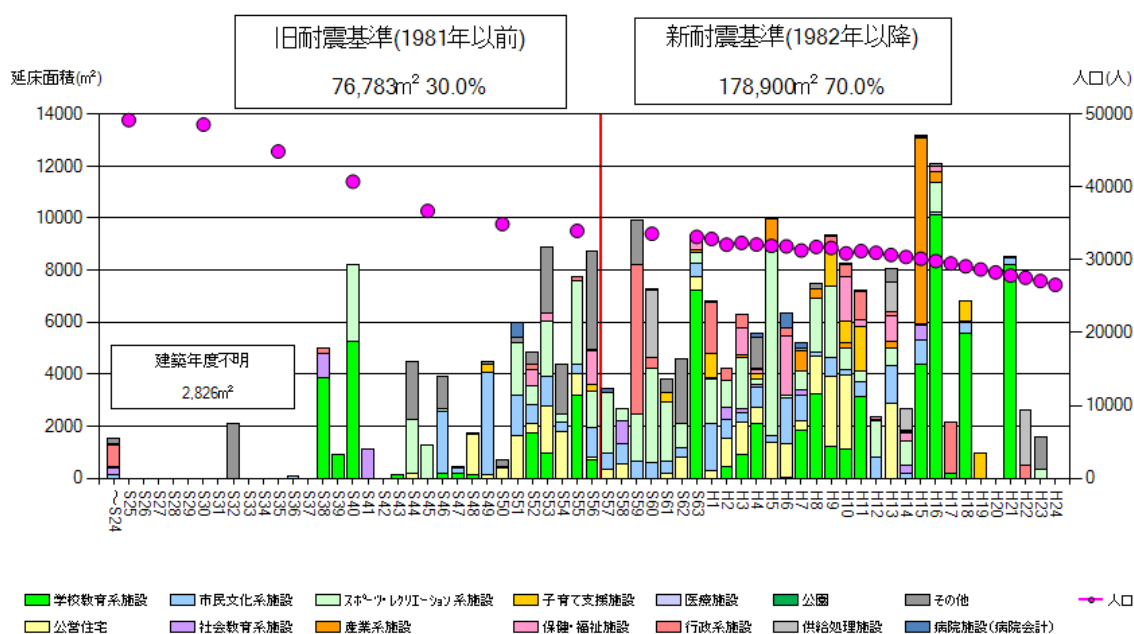
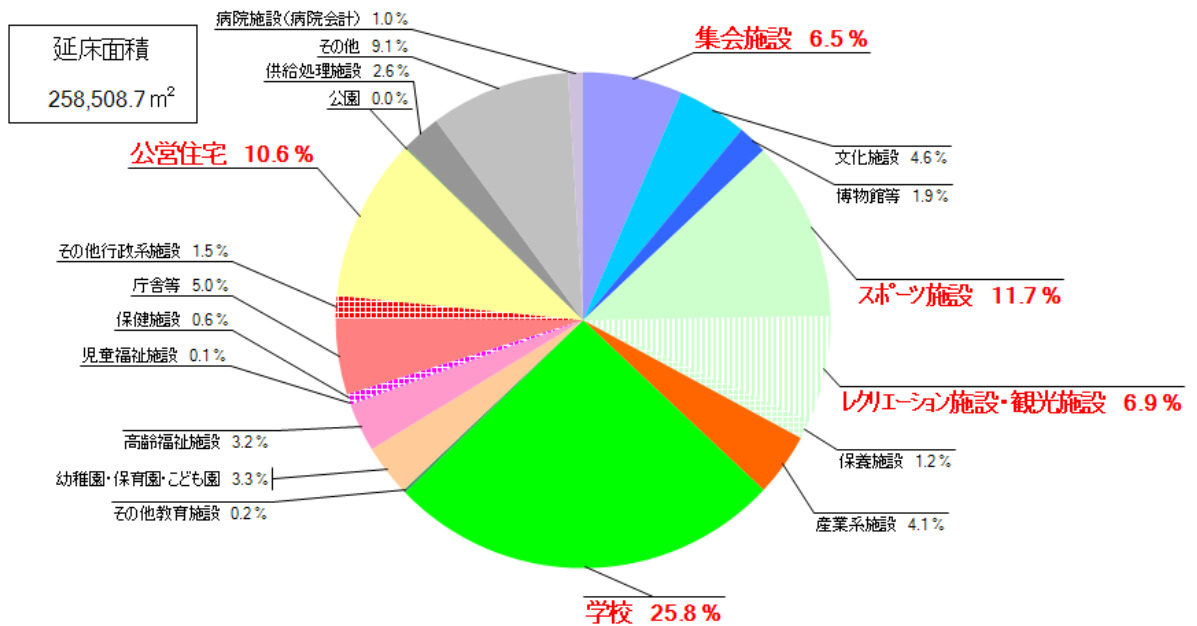


図5<建物面積の内訳>



## ② インフラ資産

本市が所有するインフラ資産には、道路（市道、農道、林道）、橋りょう、上水道（上水道、簡易水道）、下水道（公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント施設、小規模集合排水処理施設等）などがあり、いずれも市民生活や産業の基盤、地域の経済活動の底支えとなる公共施設ですが、広い市域に集落が点在する地域特性から、延長や箇所数など保有量は多くなっています。

また、このうち上水道、下水道の管路整備は主に平成に入ってから集中的に行われましたが、橋りょうについてはその多くが1960年代から90年代までの高度経済成長後期に整備され、耐用年数の目安とされる60年を超えるものが多数を占めていることから、今後老朽化に伴う安全性の低下への対策とともに、更新に多額の投資が必要となることが見込まれます。(図6)(図7)

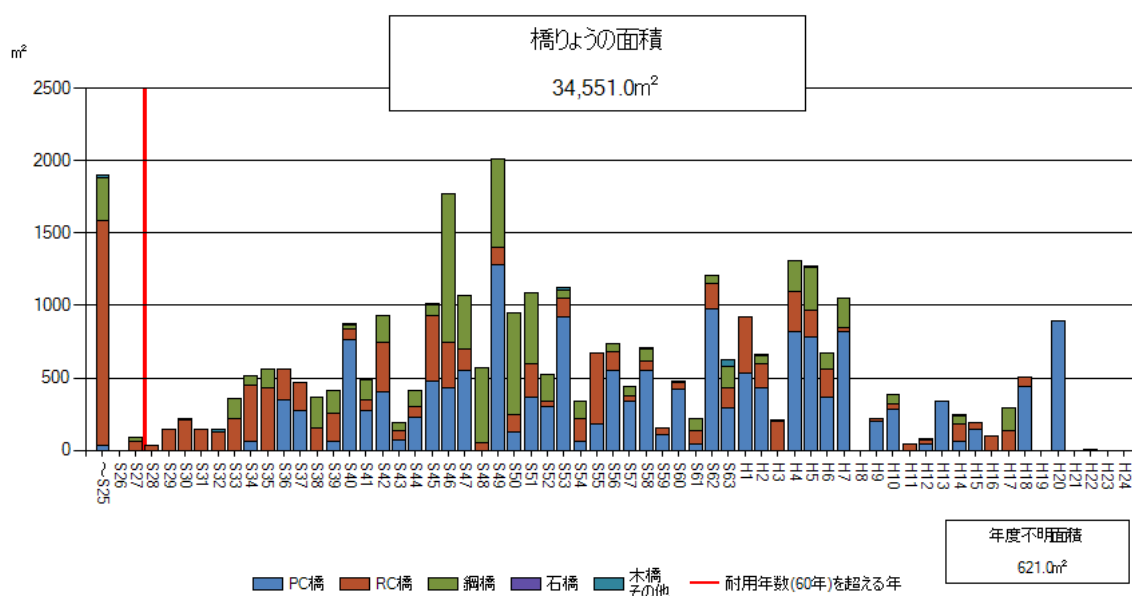
図6<主なインフラ資産の保有量>

種 別	施設数(延長・箇所)
道路 (市道、農道、林道)	市道延長 514.6 km
	農道延長 69.7 km
	林道延長 70.8 km
橋りょう	橋 数 605 橋
上水道	導水管延長 13.9 km

(上水道、簡易水道)	送水管延長	39.8 km
	配水管延長	310.5 km
	施設数	128 箇所
下水道 (下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント施設、小規模集合排水処理施設)	管路延長	314.2 km
	施設数	34 箇所

※いずれもH26年度末時点。

図7 <構造別年度別整備面積(橋りょう)>



### (3) 厳しい財政状況と将来負担

#### ① 財政の現状

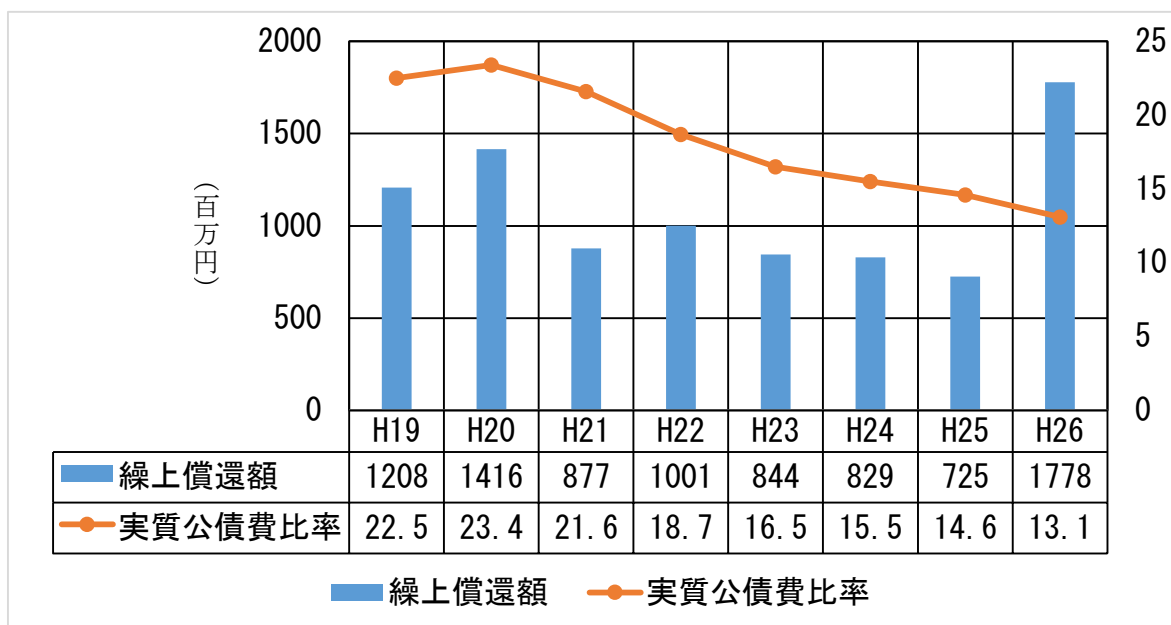
本市は、市民生活の向上のために行ってきた社会基盤整備に起因する多額の地方債残高のほか、大半を地方交付税に依存している歳入状況などから、国の取り組みの影響を大きく受ける環境にあり、これまで、建設事業や事務事業の見直し、職員削減など徹底した歳出抑制を行って財源を確保し、10億円規模での繰上償還を継続して実施するなど、極めて厳しい財政運営を行ってきました。

その結果、地方債残高は減少し、実質公債費比率をはじめとする財政健全化指標も大きく改善するなど一定の効果が得られましたが、合併10年を経過し、今後は、これまで地方交付税などに適用されてきた合併特例措置の終了に伴う収入減への対応も求められ、引き続き行政改革に取り組む必要があります。(図8)

＜合併特例措置の終了に伴う影響＞

- 普通交付税及び臨時財政対策債特例加算が平成27年度から平成31年度までの5年間で漸減する。
- 平成27年度の普通交付税において、合併算定と一本算定を比較し14億円の差額がある。

図8＜繰上償還実施（予定）額と実質公債費比率の推移＞



② 公共施設に関する将来負担コスト

本市の既存の公共施設を耐用年数まで使用し、全てを同じ規模で更新していくと仮定して将来の更新費用を試算した場合、公共建築物では年平均で約25億円、道路では約7.5億円、橋りょうは3.1億円のほか、市全体で年平均55.4億円という莫大な費用が算定されます。

一方、本市が近年、公共施設の更新に関する事業にかけている経費は、市全体で年平均約20億円程度、更新費用試算額と比較すると2.78倍の開きがあり、今後、仮に新たな施設は一切整備せず、投資的経費の全てを既存の公共施設の改修や建替えに使用したとしても、既存の施設の4割程度にしか対応が出来ない見込みとなっています。(図9)(図10)(図11)

図9<更新費用の推計>

	今後の推計		過去5年実績	比較
	40年累計	単年度平均	単年度平均	
建 物	992.5億円	24.8億円		
道 路	301.4億円	7.5億円		
橋りょう	124.1億円	3.1億円		
小 計	1,418億円	35.4億円	17.4億円	2.0倍
上水道	438.5億円	11.0億円	2.1億円	5.2倍
下水道	360.1億円	9.0億円	0.6億円	15.0倍
合 計	2,216.7億円	55.4億円	20.1億円	2.78倍

※ 推計の考え方：現在の所有施設等を耐用年数経過後、現在と同等で更新すると仮定。

更新の考え方：（公共施設）30年で大規模改修、60年で建て替え（道路）15年で舗装部分の打ち替え（橋りょう）60年で架け替え（上水道管）40年で更新（下水道管）50年で更新

過去5年間実績：平成21～25年度における建設事業費から、新設事業、負担金補助金事業を控除して算出。

図10<将来の更新費用の推計（公共建築物のみ）>

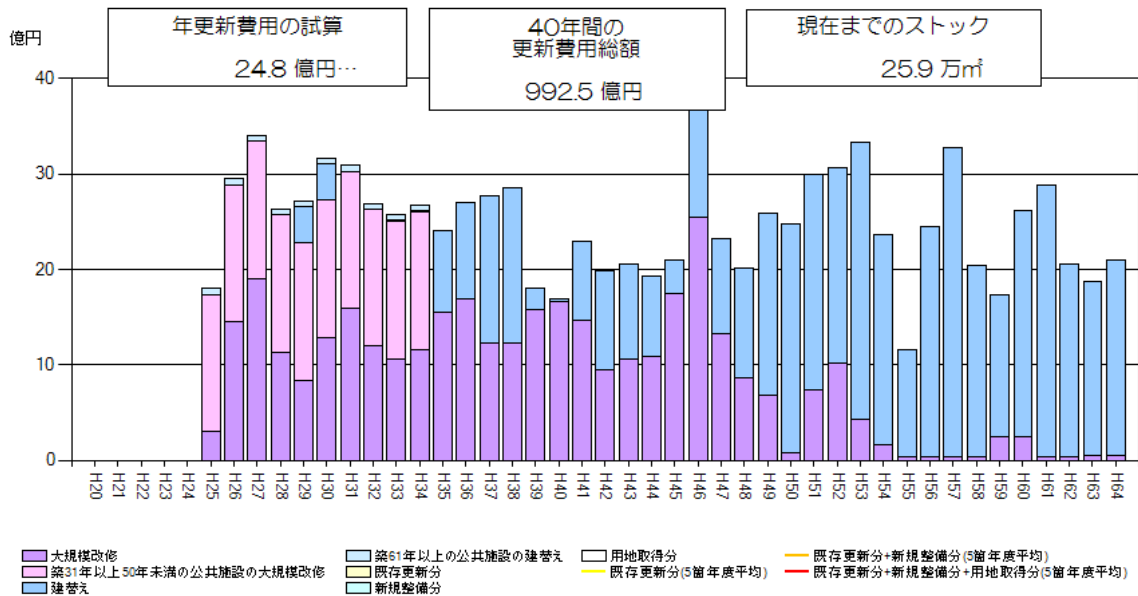
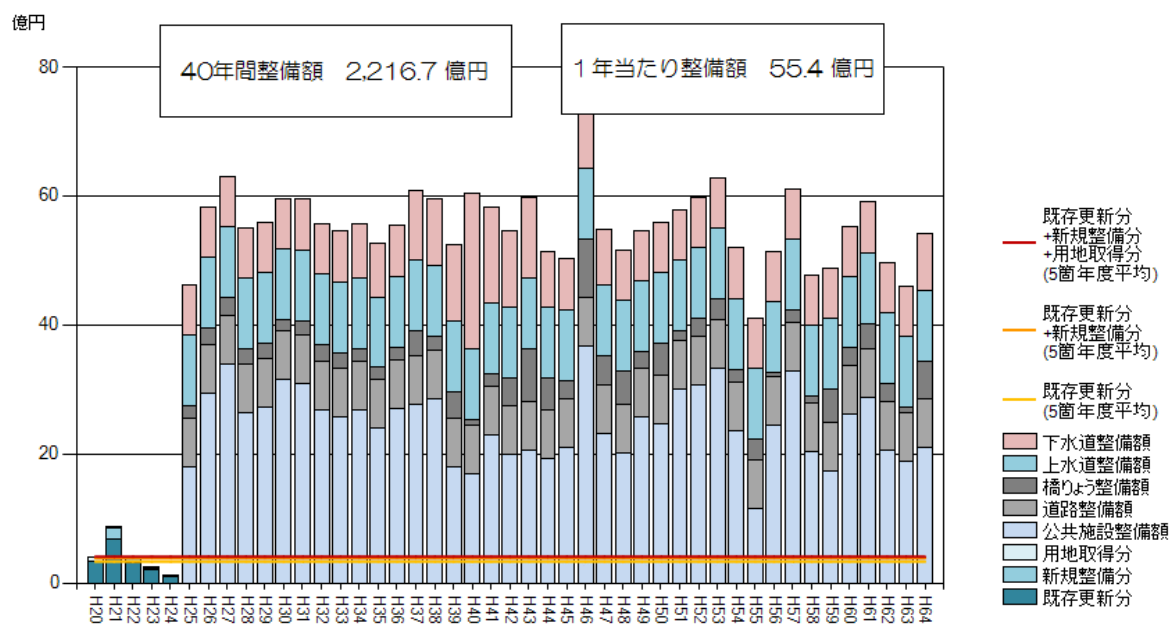


図11 < 将来の更新費用の推計（公共建築物＋インフラ資産） >



## 4 現在までの取り組み状況

本市では、本計画の策定と並行し、先行する第3次行政改革大綱の要請に応じ、今後、本格化すべき公共施設適正化の一環として、現在まで以下の取り組みを進めてきました。

### (1) 公共施設の実態調査の実施

#### ① 目的

公共建築物の建物としての性能（ハード面）について現状を把握する。

#### ② 取り組み主体

まち整備部（建築住宅課）、各施設所管部（所管課）

#### ③ 対象施設

平成21年度に策定した「公の施設管理適正化計画」に掲げる、市の主要313施設のうち、公営住宅施設、上下水道施設等を除く121施設（164棟）

（内訳）平成25年度 68施設（100棟）

スポーツ、産業、社会教育、保健関連施設など

平成26年度 53施設（64棟）

保育所・幼児センター、診療所・医師住宅など

#### ④ 調査期間

平成25年度、26年度

#### ⑤ 調査方法

各施設所管部（所管課）より施設の基本情報（建築年次、図面等）を事前に整理・収集したうえで、まち整備部（建築住宅課）建築職の調査班が施設を訪問し、外観目視、立ち入り（及び可能な範囲での聞き取り調査等）を行い、安全面、機能面、環境面など約30項目の視点から簡易評価した。

（評価の視点）

安全性：耐震レベル、躯体の安全性、外被の劣化度合い、防災・避難面など

機能性：空間性能、仕上げ材、設備の劣化度合い、バリアフリー面など

環境性：環境への配慮面、有害物質の有無など

## ⑥ 調査結果

簡易評価を行った各項目を数値化・集計のうえ、A～Cの3段階の判定を付した。

判定	施設の性能について	施設数 (棟数)
A	施設の性能（安全性、機能性、環境性）に大きな問題の無い施設	13 (15)
B	施設の性能（安全性、機能性、環境性のいずれか若しくは複数）に改善すべき点はあるが、大きな問題の無い施設	80 (106)
C	施設の性能（安全性、機能性、環境性のいずれか若しくは複数）に大きな問題または、早急な対応が必要な課題のある施設	28 (43)
合計		121 (164)

## (2) 指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討

### ① 目的

特定の地域団体等に指定管理（指名型）を導入している施設についての実態を把握するとともに、将来に向けた市の関与のあり方、施設ごとの見直し方針の検討を行う。

### ② 取り組み主体

養父市公の施設指定管理者制度委員会、各施設所管部（所管課）

### ③ 対象施設

特定の地域団体等に指定管理（指名型）を導入している30施設

### ④ 検討期間

平成26年度、平成27年度

### ⑤ 検討方法

養父市公の施設指定管理者制度委員会が各指定管理施設の所管部に、施設の運営状況、担い手の意見、所管部（所管課）としての将来見通しに関する意見等を取りま



とめた調書の提出を求めたうえでヒアリングを実施して見直し方針(案)をまとめ、これを基に、まちづくり推進本部による検討を経て、市の方針を決定した。

(検討の視点)

公共性(公益性)、有効性(利用度、交換性)、施設の老朽度、その他(設置の経緯、コスト面、利用度合い、担い手の声、所管としての将来見通しに対する意見)など

## ⑥ 検討結果

指定管理施設に対する将来に向けた市の関与のあり方について、4つの方向性と、施設ごとの見直し方針を定めた。4つの方向性と市の基本的な姿勢は次のとおり。

方向性・基本姿勢	施設数
(方向性) 市が将来にわたり関与し、維持・存続させるべきもの (基本姿勢) 一層の利用促進に向けた各種モニタリングの強化、不採算部門への配慮を含めた運営支援、中長期の観点からの施設改修等に努める。	7施設
(方向性) 市の関与を減らし、担い手への譲渡や自立を求めるもの <u>うち、今指定期間中に担い手への譲渡や自立を求めるもの</u> (基本姿勢) 具体的な期限の設定、指定管理者との具体協議を行う。	5施設
(方向性) 市の関与を減らし、担い手への譲渡や自立を求めるもの <u>うち、当分の間は指定管理を継続するもの</u> (基本姿勢) 継続することとなった事情に応じ、必要な支援や、指定管理者との将来に向けた協議等を行う。	12施設
(方向性) 特殊事情や外部要因等から判断を保留、継続検討を要するもの (基本姿勢) 引き続き検討を行い、早期に施設ごとの見直し方針を定める。	6施設
合 計	30施設

### (3) インフラ資産など各種長寿命化等計画の推進

- 養父市道路橋梁長寿命化修繕計画（平成24年3月策定）の推進  
対象 道路、橋りょう  
所管 まち整備部（建設課）
- 養父市住宅マスタープラン（平成23年3月策定）の推進  
対象 市営住宅  
所管 まち整備部（建築住宅課）
- 養父市下水道事業効率化計画（平成27年3月策定）の推進
- 養父市下水道長寿命化計画（平成25年3月～）の策定
- 養父市水道ビジョン（仮称）の策定  
対象 上下水道施設  
所管 まち整備部（上下水道課）

### (4) 公共施設等整備基金の造成と運用

公共施設の長寿命化など中長期的な観点からの改修、廃止施設の速やかな除却などの財源確保のため、公共施設等整備基金を造成し、財政計画に基づき、毎年度2億円程度の積み立てを実施するとともに、平成26年度から必要に応じ運用を開始した。

#### <公共施設等整備基金>

平成26年度末基金残高 約4.8億円

主な実績 クリーンセンター跡地整備事業 100,000千円

旧浅野幼児センター解体工事 12,718千円

旧関宮小学校解体工事 44,327千円

## 5 公共施設適正化基本方針

公共施設適正化の必要性や、現在までの取り組み状況などを踏まえ、本市において今後、必要な施設・サービスの維持・向上を目指しつつ、将来世代の負担を軽減し、出来るだけ良質な公共施設を引き継いでいくため、公共施設適正化基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 基本方針

**基本方針1 複合化、機能の集約化等による総保有量の縮減を進めます。**

#### (公共建築物)

- 新たなサービスを提供する場合であっても、施設の新規整備は原則として行わず、用途の見直しや増改築など、既存施設の有効活用での対応を基本とします。
- 将来にわたって維持・存続させる施設については、計画的な更新（建替え）に取り組むこととします。なお、更新（建替え）にあたっては、他施設との複合化や機能の集約化により相乗的な効果が得られるよう工夫することとし、対応が困難な場合でも、同等規模以上の施設の廃止、更新する施設の減築など、総保有量の縮減に努めます。
- 老朽化や必要性の低下などで更新（建替え）が見込めない施設については、安全に使用できる範囲で終期を設定し、その終期をもって廃止後、速やかに除却します。
- 用途の見直しや複合化、機能の集約化等にあたっては、適正配置の観点から、交通の利便性や地理的条件のほか、旧町域にとられない全市的な視点、提供する行政サービスの内容によっては、市域を越えた広域的な視点での検討も行うこととします。

#### (インフラ資産)

- 人口減少や人口構造の変化に伴うインフラ資産の利用状況を踏まえ、中長期の視点をもって、可能な限り規模の縮小を進めます。

## 基本方針２ 計画的な維持管理と効率的な運営に努めます。

### (公共建築物)

- 施設の維持管理にあたっては、使用に影響が発生してから修繕を行う「事後保全」中心の管理ではなく、計画的に定期点検や修繕等を行う「予防保全」中心の管理に転換を図ります。
- 将来にわたって維持・存続させる施設については、計画的な修繕に加えて、長く安全に使用ができるよう、中長期的な観点からの改修や耐震化に積極的に取り組み、長寿命化を図ります。
- 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入といったコスト削減のほか、利用度合いの低い施設の運営改善を徹底するなど、効率的な施設運営に努めます。
- 地域団体や民間事業者など多様な主体と連携し、指定管理者制度をはじめとする公民連携（PFI、PPP など）や、民営化による施設運営を一層推進し、これまで以上の効率化や、民間のノウハウ、資金の活用等による満足度の高いサービスの提供を目指します。

### (インフラ資産)

- 施設の使用に影響が発生してから修繕を行う「事後保全」中心の管理ではなく、計画的に定期点検や修繕等を行う「予防保全」中心の管理に転換を図ります。

## (2) 基本目標

公共施設に関する将来の更新費用は、今後40年間で2,217億円、単年度平均で55.4億円と試算されています。一方、本市が近年、公共施設の更新に関する事業への投資額は、年平均約20億円程度であり、今後これを上回る投資額を継続して見込める状況にはありません。

また、公共建築物に関する市民一人当たり延床面積は約10.11㎡で、同等規模の自治体の全国平均5.24㎡と比較し約1.93倍多くなっています。

これらを一つの目安として、本市が所有する公共建築物の総保有量を減らし、それに伴う将来の更新費用を圧縮するため、縮減目標を以下のとおり定めます。

なお、インフラ資産は、一度設置した道路や橋りょう、水道管等について、共通の削減目標を定めて廃止・総量を縮減することは現実的でないため、個々に定められている長寿命化等の計画に基づき、規模の縮小や計画的な維持管理を徹底することとします。

### <公共建築物の総保有量の縮減目標>

市が保有する公共建築物の総延床面積を今後40年間で48%削減します。

期間	削減率	延床面積(万㎡)	市民一人当たり(㎡)	延削減率
平成28~37年度	15%	25.8→21.9	10.11→8.59	15%
平成38~47年度	15%	21.9→18.6	8.59→7.30	28%
平成48~57年度	15%	18.6→15.8	7.30→6.20	39%
平成58~67年度	15%	15.8→13.5	6.20→5.28	48%

※ 市民一人当たり(㎡)の考え方：平成26年12月末時点人口を基準に算定

(参考) 縮減実施に伴う推計更新費用と削減率

条件等	今後の推計		削減率
	40年累計	単年度平均	
現状のまま	992.5億円	24.8億円	0%
縮減実施	518.1億円	13.0億円	48%
縮減実施+長寿命化	462.8億円	11.5億円	53%

※ 長寿命化の考え方

本計画に定める計画的な維持管理を徹底し、更新費用推計時における仮定である「30年で大規模改修」「60年で建替え」をそれぞれ5年延長して算出

### (3) 具体的な取り組み方策

基本方針や基本目標を実現するためには、将来を見通した、着実かつ適切な取り組みが必要です。これまで実施してきた調査・検討等を踏まえ、平成28年度から平成30年度までの集中取り組み期間の具体方策について以下のとおり定めます。

(公共建築物)

#### ① 重点的な修繕の実施

公共施設の性能調査結果のうち、C判定のものについては、安全な使用の確保を第

一に、利用度合いやコスト、対策を講じた場合に見込まれる効果など総合的な観点から、使用停止や廃止（除却）を含めた方針決定を行うこととし、継続する施設は、緊急度合いの高いものから重点的な修繕など対策を行います。

（取り組み期間 平成28年度～30年度）

## ② 維持管理の強化

調査結果で比較的性能が高いとされるA判定、B判定の施設についてもC判定と同様に方針決定を行うこととし、継続する施設は、通常の維持管理の中で改善事項の解消に努めつつ、定期点検の強化と予防保全に取り組みます。

（取り組み期間 平成28年度～30年度）

## ③ 公共施設等整備基金の造成・運用の継続

公共施設の適正化実現のため、財政計画に基づき、引き続き積み立てと運用を図ります。

（取り組み期間 平成28年度以降も継続）

## ④ 指定管理施設の見直しの着手

指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討で得られた、4つの方向性と市の基本的な姿勢、施設ごとの方針に基づき、見直しに着手します。

なお、見直しは、3～5カ年の同一指定期間内に、指定管理者と十分に協議しながら行うこととし、随時、進捗状況を把握しつつ進めます。

（取り組み期間 平成28年度～施設ごと3～5カ年）

## ⑤ 施設ごとの将来見通しの検討と実施計画（仮称）の策定

指定管理施設を対象に行った実態把握や将来見通しの検討を、一般の公共施設に拡大し、更新（建替え）や長寿命化など、積極的に資源を投下し、将来にわたり維持・存続させるべきか、ある段階で役割を終結させ、廃止（除却）すべきか、施設ごとに方向性を定め、実施計画（仮称）としてまとめます。

（取り組み期間 平成28年度）

(インフラ資産)

⑥ インフラ資産の着実な見直し

道路、橋りょう、上水道、下水道など、インフラ資産の種別ごとに策定されている長寿命化等の計画に基づき、着実な維持管理や効率化、規模の縮小などの見直しに取り組むこととしますが、計画ありきの取り組みとせず、随時、内容の見直しや、本計画との整合も図りつつ進めることとします。

(取り組み期間 各計画の取り組み期間による)

## 6 施設用途別の見直し方向

施設ごとの具体的な将来見直しに関し、現在、定められている各種計画等を踏まえ、想定される施設用途別の見直し・検討方向は以下のとおりです。

※ 主な用途別に取りまとめ、一部除外しているため、施設数等の合計は全体の数値とは一致しません。

### (1) 公共建築物

集会施設			
施設数等	80 施設	延床面積	16,802 ㎡ (6.5%)
主な施設	各行政区の集会所		
方向性	建築・更新の際の財源確保等の事情から市の施設に位置づけられているが、行政区が所有する公民館であり、実態に合わせ、地元区と協議のうえ、準備の整ったところから譲渡を進める。		

文化施設			
施設数等	6 施設	延床面積	11,793 ㎡ (4.6%)
主な施設	各公民館（ホール施設を含む）、みふね会館 など		
方向性	各施設が持っている機能や役割、利用対象者等についての分類・分析のうえ、全市的な施設、老朽度合いの高いものから集約・再配置を行う。		

博物館等			
施設数等	7 施設	延床面積	4,971 ㎡ (1.9%)
主な施設	おおやアート村拠点施設、天文館バルーンようか、明延鉢山学習館 など		
方向性	芸術・文化振興の拠点施設であり、地域の実情や各施設が持つ目的や役割を踏まえ、適切な予防保全に努めつつ、複合化・機能集約による総保有量の縮減を図る。		



スポーツ施設			
施設数等	13 施設	延床面積	30,309 m <sup>2</sup> (全体 11.7%)
主な施設	都市公園施設、おおよB&G海洋センター、各コミュニティスポーツセンター など		
方向性	「養父市スポーツ推進計画(平成25年3月策定)」に基づき施設が持っている機能や役割、利用対象者等についての分類・分析、学校の体育施設のさらなる活用等を検討のうえ、全市的な施設、老朽度合いの高いものから集約・再配置を行う。		

レクリエーション・観光・保養施設			
施設数等	38 施設	延床面積	21,144 m <sup>2</sup> (8.1%)
主な施設	氷ノ山国際スキー場、あけのべ自然学校、関宮農村交流ターミナル など		
方向性	本市の産業活性化に資する施設であり、地域の実情や各施設が持つ目的や役割を踏まえ、将来の配置や規模を検討する。		

産業系施設			
施設数等	15 施設	延床面積	10,619 m <sup>2</sup> (4.1%)
主な施設	集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」、大屋野菜集出荷所 など		
方向性	本市の産業活性化に資する施設であり、地域の実情や各施設が持つ目的や役割を踏まえ、将来の配置や規模を検討する。		

学校施設			
施設数等	13 施設	延床面積	66,620 m <sup>2</sup> (25.8%)
主な施設	各小学校、各中学校		
方向性	「養父市学校整備(再編)計画(平成23年3月策定)」に基づき、一定の統廃合、耐震化が必要な学校は大規模改修済みであるため、校舎、体育館、プール、遊具などについて、適切な予防保全と長寿命化に努める。		

幼稚園・こども園・保育所			
施設数等	13施設	延床面積	8,651 m <sup>2</sup> (3.3%)
主な施設	各幼稚園、こども園、保育所		
方向性	「養父市保育所等(再編)短期方針(平成24年3月策定)」に基づき、一定の統廃合が進められており、維持する施設の適切な予防保全と長寿命化、引き続きさらなる適正化に向けた検討を行う。		

保健・福祉施設(高齢福祉、児童福祉、保健施設)			
施設数等	17施設	延床面積	10,014 m <sup>2</sup> (3.9%)
主な施設	八鹿老人福祉センター、エスポワールこじか、やぶ保健センターなど		
方向性	「第3次養父市地域福祉計画(平成27年3月策定)」を始めとする各福祉計画に基づき、適切な予防保全に努めつつ、複合化・機能集約による総保有量の縮減を図る。		

庁舎等			
施設数等	5施設	延床面積	3,782 m <sup>2</sup> (1.5%)
主な施設	市役所本庁舎、各地域局舎、情報センター		
方向性	「養父市都市計画マスタープラン(平成24年3月策定)」に基づき、適切な予防保全に努めつつ、地域局との役割分担の見直し、本庁舎への機能集約による総保有量の縮減を図る。		

消防・防災施設			
施設数等	79施設	延床面積	3,782 m <sup>2</sup> (1.5%)
主な施設	大屋川防災ステーション、各消防団詰所・車庫 など		
方向性	「養父市地域防災計画(平成27年3月)」に基づき、防災拠点施設や消防団拠点施設の適切な予防保全と長寿命化に努める。		

市営住宅			
施設数等	29施設	延床面積	27,530 m <sup>2</sup> (10.6%)
主な施設	各市営住宅		
方向性	「養父市住宅マスタープラン(平成23年3月策定)」に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止や譲渡処分を進めるとともに、子育て層やU・I・Jターン者層向けなど新たな居住者層に対応した改修に取り組む。		

その他（普通財産・貸付け施設）			
施設数等	29施設	延床面積	23,651 m <sup>2</sup> (9.1%)
主な施設	各企業誘致廃校 など		
方向性	施設ごとに過去の経過や老朽度合いを整理し、使用終期の設定、売却、譲渡を進め、総保有量の縮減を図る。		

診療所施設			
施設数等	8施設	延床面積	2,516 m <sup>2</sup> (1%)
主な施設	各診療所、歯科診療所		
方向性	「養父市保健医療計画・健康やぶ21（平成23年3月改訂）」に基づき、病院と診療所の役割分担と連携を一層進めるとともに、総保有量の縮減の視点から診療所の適正配置を検討する。		

## (2) インフラ資産

市道・橋りょう	
施設数等	市道延長 514.6 km、橋数 605 橋
方向性	「養父市道路橋梁長寿命化修繕計画（平成24年3月策定）」「養父市道路舗装修繕計画（平成26年3月策定）」に基づき、適切な予防保全と長寿命化に取り組む。

農道・林道	
施設数等	農道延長 69.7 km、林道延長 70.5 km
方向性	適切な予防保全と長寿命化に取り組む。

水道施設	
施設数等	導水管延長 13.9 km、配水管延長 395.7 km、156 施設
方向性	市民に最も身近で重要なライフラインであり、現在策定中の「養父市水道ビジョン（仮称）」を完成させるとともに、計画に基づき、適切な予防保全と長寿命化を徹底する。

下水道施設	
施設数等	管路延長 314.2 km、34 施設
方向性	浄化センターごとに作成中の長寿命化計画を完成させるとともに、計画に基づき、適切な予防保全と長寿命化に取り組む。